

「大隅半島緑の回廊」の設定方針

平成13年3月

九州森林管理局

目 次

1	緑の位置及び区域	1
	(1) 設定目的	1
	(2) 位置	1
	(3) 区域の概定に当たっての考え方	1
2	緑の回廊の維持・整備に関する事項	2
	(1) 伐採に関する事項	2
	(2) 更新・保育に関する事項	3
3	緑の回廊の管理に関する事項	3
	(1) 管理に関する事項	3
	(2) 施設の整備に関する事項	4
4	緑の回廊モニタリングに関する事項	4
	(1) 実施体制	4
	(2) 情報提供の考え方	4
5	その他の留意事項	4
	(1) 整備・管理体制の充実	4
	(2) 普及啓発	4
6	「大隅半島緑の回廊」設定委員会の審議通過	5
7	区域及び面積	6

1 緑の回廊の位置及び区域

(1) 設定の目的

九州の森林面積の約2割を占める国有林野には、貴重な野生動植物等が生息・生育しており、生物多様性の確保等の観点から、その保全がますます重要になっている。

このような国有林野の特性を踏まえ、当局においては、森林生態系保護地域等の保護林を積極的に設定するなど、優れた自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等に努めてきたところである。

一方、近年、地球的規模で環境問題が叫ばれる中で、個体群の減少とそれに伴う遺伝的変異の減少による生物種の絶滅防止など生物多様性確保に向けた新たな取り組みが求められており、森林生態系の保全や種の保存と遺伝資源の保護などの取り組みを行う必要がある。

このような中で、それぞれの地域における自然環境は、一定の広がりや連続性を持って多種多様な機能を果たしており、豊かな森林生態系をより良い形で次の世代に引き継いでいくためには、生態系の多様な機能を構成している森林の連続性を確保することが重要である。

このため、これまで個々に保全を図ってきた保護林と保護林を連結して、森林の連続性を確保することにより、森林生態系の一層の保護・保全を図り、貴重な野生動植物の広域化や相互交流に資する等、生物多様性確保の観点から、より広範で効果的な保全を図る「緑の回廊」を設定することとする。

(2) 位置

今回は、先駆的な取り組みとして、稲尾岳周辺地域において、稲尾岳周辺森林生態系保護地域と周辺の林木遺伝資源保存林を連結する「緑の回廊」をモデル的に設定することとする。

この地域は、大隅半島南部に位置し、タブノキ、イスノキ、アカガシなどの自然植生が見られ、生物相も豊かである。

なお、今後、必要に応じて保護林の新設や拡充を行うとともに、将来は民有林との連携も視野に入れることとする。

大隅半島緑の回廊

稲尾岳周辺森林生態系保護地域

我が国を代表する原生的な暖温帯性常緑広葉樹林（照葉樹林）からなる森林

山添林木遺伝資源保存林

イスノキ、タブノキ、マテバシイ、スダジイの遺伝資源の保存

神野林木遺伝資源保存林

イスノキの遺伝資源の保存

(3) 区域の概定に当たっての考え方

ア ルートの選定

森林生態系保護地域等の保護林間を効率的かつ効果的に連結するため、稜線部に沿って設

定することとする。

イ 着目する野生動植物種

多様な生物種を対象とすることとし、特に当該地域においては、モニタリング手法を確
する過程で、森林性哺乳類の着目種を設定することとする。

なお、クマタカについては、公式に生息の確認がなされていないが、今後、モニタリングな
どによってその生息が確認された場合は、その適切な取扱いを検討することとする。

ウ 幅と長さ

緑の回廊としての幅に関する知見が不十分であることから、当面、エッジ効果を回避する幅
を確保することとし、幅500m、長さ22kmを目安に設定することとする。

なお、「緑の回廊」設定予定地内には、国道448号線による分断箇所及び狭隘となっている
箇所があり、今後、「緑の回廊」の設定の趣旨にふさわしいものとなるよう、関係行政機関、地
方公共団体、地域住民等の理解を得ながら、「緑の回廊」としての機能の充実に努めていくこと
とする。

エ 「緑の回廊」に設定する林小班

できるだけ尾根、沢などにより区域が明確になるように、林小班単位で設定することとする。

また、採草放牧地等の貸付地に区分されている林小班については、既存の権利を優先させる
こととし、「緑の回廊」の区域から除外することとする。

2 「緑の回廊」の維持・整備に関する事項

「緑の回廊」については、野生動植物の生息や移動にとって良好な状態になるよう、森林の
タイプに応じて以下のとおり、維持・整備を適切に実施することとし、針葉樹、広葉樹に極端
に偏らず、林齢や樹冠層の多様化を図ることとする。

また、実施に当たっては、貴重な野生動植物の繁殖に影響がないよう時期に配慮することとす
る。

(1) 伐採に関する事項

ア 原生的な天然林等

原生的な森林生態系を維持するため、保護林に準じて原則として人手を加えず、自然のま
まの状態での保存することとする。

イ 人工林

下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、小面積、分散伐採によるモザイク的な林
分配置、長伐期施業等により樹種、林齢、樹冠層の多様化を図ることとし、間伐等を行い、
多様な樹種や複数の階層からなる天然林への誘導を図ることとする。

なお、餌場を確保するためなど必要な場合には、小規模な伐採を行うこととする。

ウ 人手が加わっている天然林

樹種の多様化や階層の複層化を図るため、森林の構成に配慮した択伐等を行うこととする。
また、営巣、餌場、隠れ場として重要な洞等がある巨木、古木を保残するとともに、倒木、枯損木等についても巡視等の森林管理上危険等ないものは保残することとする。

(2) 更新・保育に関する事項

ア 更新は、稚幼樹の発生状況などに留意して画一的に行わないようにし、必要に応じて採餌木の植栽を行うこととする。

イ 人工林の下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努めることとする。

また、野生動物の餌となる山ぶどう、アケビ等については、植栽木の成長の支障とならない範囲で保残に努めることとする。

3 「緑の回廊」の管理に関する事項

(1) 管理に関する事項

ア 巡視

巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。

イ 林地開発の規制

「緑の回廊」については、原則として林地の開発は行わないこととする。
ただし、公用、公共用など公益性の高いものについては、「緑の回廊」への影響度合いや動物の移動経路の確保、事故防止対策などを検討して対応することとする。

ウ 動物の保護

「緑の回廊」においては、原則として狩猟は行わないこととし、関係機関と調整するとともに、狩猟関係者に自粛要請を行うこととする。

なお、野生鳥獣被害に対しては、国民の理解の下に、保護と被害防止の両立が図られるよう関係機関と連絡を密にしながら対策を進めていくこととする。

エ 自然教育・体験の場としての活用

森林生態系保護地域保存地区や林木遺伝資源保存林等については、森林生態系の厳正な保護を図っていくこととするが、「緑の回廊」においては、森林とのふれあいの推進と動植物の保護との調和に配慮した取扱いに努めることとし、県、地元自治体、森林インストラクター及び自然保護団体等の協力を得ながら動植物の生息・生育環境、移動実態等について子供達や市民に対する森林環境教育、体験学習等の場としてモデル的な活用が図られるよう取り組むこととする。

また、「緑の回廊」について国民の理解を深めるため、野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮しながら、看板の設置等を行うこととする。

(2) 施設の整備に関する事項

必要となる治山施設、観察施設等の設置に当たっては、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう配慮することとする。

4 「緑の回廊」のモニタリングに関する事項

「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うため、次によりモニタリングを実施することとする。

(1) 実施体制

モニタリングの実施に当たっては、全国的な手法の検討状況を踏まえて行うこととし、学術的知見を有する試験研究機関等の協力を得るとともに、必要に応じて自然保護団体、地域住民等の協力を得ることとする。

(2) 情報提供の考え方

モニタリングの結果得られた知見に基づき、「緑の回廊」の整備や管理等を適切に行うとともに、県、大学、研究機関等への情報提供にも努めることとする。

5 その他の留意事項

(1) 整備・管理体制の充実

野生動植物に関する研修等を実施するとともに、関係行政機関、地方公共団体等との連携を図り、「緑の回廊」の整備・管理体制の充実に努めることとする。

(2) 普及啓発

国有林における「緑の回廊」から得られた知見については、民有林における森林生態系に配慮した森林の取扱い等に活用できるよう、県、市町村等に対する情報提供を行うこととする。

(3) 区域の変更等

モニタリングの結果や公益上の理由等により区域の変更等が必要になった場合は、速やかに変更等を行うこととし、規模が大きい等の場合には、設定の手続きに準じて行うこととする。

6 「大隅半島緑の回廊」設定委員会の審議経過

区分	年月日	場所	審議内容
第1回設定委員会	平成12年11月13日	鹿児島市	① 設定委員会設置容量等の説明 ② 緑の回廊設定予定地の概要等 ③ 「緑の回廊」設定区域(案)の設定方針等(案)
現地調査	平成13年1月24日	大根占事務所管内	第1回委員会の論点部分現地調査
第2回設定委員会	平成13年1月25日	鹿屋市	① 第1回委員会の論点整理 ② 回廊設定方針(案) ③ 答申(案)

7 区域及び面積

「大隅半島緑の回廊」の該当林小班及び面積

森林計画区	森林管理署	市町村	林小班	面積
大隅	大隅	高山町	36は、に1、口、38に2、ほ1	53.63
		吾平町	21り、ぬ、る、わ3	17.4
		計		71.03
	大根占	大根占町	14は2、15に、ほ、へ、と1、23に1、に2、ほ1、へ、と1、ち、り1、24い1、ろ1、は、に、ほ、へ、へ1、と、ち1、ち2、ち3、ち4、ち5、り	161.95
		田代町	27と2、ち、ち1、り、り1、ぬ、る、か2、よ1、む1、口、29お1、く、く1、や、め、み、34ほ、ほ1、へ、と、と1、ち、り、り1、ぬ2、る、ハ、35ね、な1、口、37へ、と、ち1、口、ハ、38ろ1、ろ2、ろ3、は1、へ6、と、ぬ、ぬ1、る、口、39は、は3、と、ち、り、り1、り2、ぬ2、る、わ、か、よ、た、た1、口、40い、い1、ろ、は、は1、に、ほ、へ、へ1、と2、と3、ち、り、ぬ、41い2、ろ、は、に、ほ、へ、へ1、へ2、と、ち、り、42は、に、ほ、ほ1、へ1、43よ、た、れ、そ、つ、つ1、ね、な1、な2、な3、な4、ら、44ぬ、る1、45る、わ、か、よ2、よ4、48ち、り1、	619.2
		計		781.15
	内之浦	内之浦町	66ほ1、ち1、る、わ、67は1、に、ほ、へ、と1、68ち、り1、り2、ぬ、る、わ、わ1、か、よ、た、れ、れ1、そ、つ、ね、な、ら、む、う、の、お、く、ハ、口、75と2、ち、ぬ、る、わ1、わ2、か、二、ハ、82ぬ、る、わ、か1、よ、口、83ろ1、に、ほ、へ、ぬ、ぬ1、る、る1、わ、か、れ1、れ2、れ3、れ5、つ、ね、ね1、な、な1、ら、む、む1、う、84ろ、に、ほ、へ、と1、と2、と3、と4、と5、り、ホ、85い、へ、と、ち2、ち4、86ち、ち1、り、る、わ2、か、よ、た、れ、そ、つ、ら、ハ、87に1、ほ、ほ1、へ1	540.08
		計		540.08
	合計			